

委 託 仕 様 書

1. 委託業務名

箕面市総合戦略等策定支援業務

2. 委託期間

委託契約締結日から平成27年12月14日まで

3. 業務の目的

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、平成26年12月に、国において、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び総合戦略が示され、市町村にも努力義務としてその策定が求められている。

本市においても、国の総合戦略等を参酌しながら、人口の増減等の変化や将来展望を把握し、箕面市版の「人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」を策定するものとする。

4. 受託者の義務

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたって、市の意図及び目的を十分に理解した上で、経験豊富かつ業務内容に精通した者を総括責任者及び担当者に定め、また、適正な人員を配置し、その配置体制について事前に書面により通知するとともに、正確丁寧にこれを行わなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係法令や契約書、本仕様書を遵守するとともに、市担当職員と常に密な連絡を取り、その指示に従わなければならない

5. 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行において知り得た情報等を第三者に洩らしてはならない。

6. 疑義

本仕様書並びに設計書に定めなき事項及びその内容の解釈に疑義が生じた場合は、その都度速やかに市と受託者が協議を行い、決定するものとする。

7. 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本業務完了後であっても、失策及び不備等が発見された場合、速やかに成果品の訂正をしなければならない。これに要する費用は、受託者の負担とする。

8. 業務の遂行にあたっての留意点

- (1) 受託者は、本業務において遵守すべき法令等を考慮し、業務を遂行する。
- (2) 受託者は、本業務に必要な資料の収集を行うものとし、市は必要な協力を行う。
- (3) 打ち合わせは随時行い、その都度議事録を提出し、市の承認を得るものとする。

9. 資料の貸与

本業務に必要と認められる資料は受託者に貸与するが、受託者は貸与された資料について責任を持って保管し、紛失汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに市に返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

10. 提出書類

受託者は本業務を実施するにあたり、次の書類を市の監督職員に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 現場代理人及び主任技術者届
- (4) その他、本市が業務上必要と認める書類

11. 業務内容

(1) 計画準備・資料収集

本業務の実施にあたり、工程計画及び作業内容などを記載した業務計画書を作成するものとする。また、必要となる基礎資料を収集し、整理を行う。

(2) 箕面市人口ビジョンの策定

①人口動向分析

時系列による箕面市の人口動向や年齢階層別の人口移動分析を行う。

②将来人口の推計と分析

国から提供されるデータとワークシート、その他各種統計データ等の活用により、国立社会保障・人口問題研究所及び日本創成会議の推計に準拠した方法をベースに適切な手法を用い、平成72年（2060年）までの、町別程度のメッシュにおける将来人口推計（5歳刻み）を行い、将来の人口に及ぼす出生や移動の影響等について分析を行う。

③人口の将来展望

将来展望に必要な要素やデータ等の整理・分析を踏まえ、目指すべき将来の方向を定め、出生率や移動率等の仮定値の設定を行うことで将来の人口を展望する。なお、展望にあたっては、上記②と同じく、町別程度のメッシュにおける、平成72年（2060年）までの将来展望とする。

④人口ビジョンの策定

人口動向分析や将来推計、将来展望等の結果を人口ビジョンとしてまとめる。

(3) 箕面市総合戦略の策定支援

①上位計画・関連計画との照合

本市の総合計画、国の総合戦略等との整合性の整理を行う。

②本市の特徴及び課題分析等

国の地域経済分析システム等各データや調査を参考に本市の特徴・課題を分析するとともに、その対応策についての助言を行う。

また、本市が考える政策分野及び基本目標の設定、具体的施策に対する助言・課題抽出及び重要業績指標設定等に対する助言及び指標関連データの収集等を行う。

③箕面市総合戦略の編集支援

原稿のレイアウト調整や図表の作成等、編集支援を行う。

(4) 検討会の開催支援（資料作成、意見とりまとめ等）

検討会開催にあたり、事務局等において検討された内容について資料を作成し、検討会に出席して議事録を作成する。

なお、開催時期については下記の３回を想定している。

7月頃（1回目）：「地方人口ビジョン（素案）」

9月頃（2回目）：「総合戦略基本方針」

10月頃（3回目）：「地方人口ビジョン（案）、総合戦略（案）」

12. スケジュール概要（予定）

平成27年 7月末 人口推計に係る業務

平成27年 8月末 箕面市人口ビジョンの策定

平成27年10月末 箕面市総合戦略の策定

13. 成果品

本業務の成果品をとりまとめ、次のものを納品するものとする。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| 1) 基礎調査報告書 | 2部 |
| 2) 業務報告書 | 2部 |
| 3) 箕面市人口ビジョン | 20部（ファイル綴じ） |
| 4) 箕面市総合戦略 | 20部（ファイル綴じ） |
| 5) 上記の電子データ（CD） | 1式（図表等デザインは加工可能なai形式等にて） |

以上